

原子力の平和利用の担保に関する 政策評価の今後の進め方について

平成18年9月8日

原子力政策大綱：平和利用の担保に関する現状認識

□ 我が国の基本方針

- 我が国は世界の核兵器の全面的な廃絶を目標に掲げるとともに、唯一の被爆国として非核三原則を堅持し、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進することとしている。

□ 国際的な枠組みへの参加

- 核兵器不拡散条約(NPT)に加入し、国際原子力機関(IAEA)と包括的保障措置協定及び追加議定書を締結するとともに対応する国内保障措置制度を整備・充実。
- 近年においては、六ヶ所再処理工場で大規模な保障措置活動を実施するため、六ヶ所保障措置センターの整備等、国内保障措置制度を充実・強化。

□ 技術開発

- 使用済燃料の再処理においては、東海再処理工場にかかる日米再処理交渉における合意の条件の一つとして、純粋なプルトニウム酸化物の存在する工程を不要とする核拡散抵抗性の高い技術(混合転換技術)を開発、採用。同技術は六ヶ所再処理工場においても採用。

□ 今後の方向性

- プルサーマルの実施や六ヶ所再処理工場の本格稼動に当たって、国と事業者は、平和利用の堅持と国際約束・規範の遵守の重要性を再認識するとともに、これらを実践する姿を国民や国際社会に明確に示していくことが重要。

原子力政策大綱に示されている 平和利用の担保に関する取組の基本的考え方

□ 原子力平和利用の原則の堅持

- 今後も非核三原則を堅持しつつ、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進すべき。

□ 国際的な枠組みへの積極的な参加

- 国際的な核不拡散制度に参加し、IAEA保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保していくべき。

□ 国内での意識共有(広聴・広報等)

- 関係者において核拡散防止に対する自らの高い意識を維持すべき。
- 我が国の基本姿勢を、国民全てが共有するように広聴・広報面の努力を行うべき。

□ 国際社会に対する発信

- 我が国の基本姿勢について、引き続き国際社会に対しても強く発信していくべき。

□ プルトニウム利用に関する情報管理と情報公開の充実

- 我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限っていることについての国内外の理解と信頼の向上を図るための措置を講じる。
- 2003年8月に原子力委員会決定した、プルトニウム利用の一層の透明性確保のための「プルトニウム利用の基本的考え方」に沿って、今後、六ヶ所再処理工場の稼動に伴い、事業者等がプルトニウム利用計画を適切に公表することを期待。

平和利用の担保に関連する関係行政機関等

- 原子力政策大綱第2章2 - 2. 「平和利用の担保」に示された取組の基本的考え方が評価の対象。『核物質防護対策』については、安全の確保に関する政策として、既に評価を実施済み。また、『国際的な核不拡散体制の維持・強化(新たな国際的体制・制度の構築)』及び『二国間や多国間、国際機関を通じての国際協力』等、国際的取組については今回の評価対象外とし、別途評価することとする。
- 関係行政機関等の取組状況
 - IAEA保障措置及び国内保障措置の適用確保 【文部科学省、事業者等】
 - 我が国の基本姿勢についての、国内での広聴・広報活動 【文部科学省等】
 - 我が国の基本姿勢についての、国際社会に対する発信 【外務省等】
 - 国内におけるプルトニウム利用に関する情報管理及び公開の充実 【内閣府、文部科学省、経済産業省、電気事業者、JAEA等】
 - 平和利用の担保に資する技術開発 【文部科学省、JAEA等】

平和利用の担保に関する政策評価の視点

● 評価の視点(案)

- 平和利用の担保に係る国際的な枠組みに積極的に参加することにより、IAEA保障措置及び国内保障措置の厳格な適用が確保されているのか。
- 我が国の基本姿勢について、国内(関係者間及び一般国民全て)で意識を共有するための広聴・広報面等の努力が行われているのか。
- 我が国の基本姿勢について、国際社会に対して強く発信ができてきているのか。
- 国内におけるプルトニウム利用に関して、透明性を確保するために、情報の管理と公開の充実が十分に図られているのか。
- 原子力の平和利用の担保に資する技術開発等、国内外の理解と信頼の向上を図る取組が進んでいるのか。 等

● 評価方法

- 関係行政機関等の取組状況の把握
- 関連する取組が十分に成果を上げているか、あるいは政策の目標を達成し得る見通しがあるかの検討
- ご意見を聴く会の開催
- 上記に基づき、「原子力政策大綱」に示している基本的考え方の妥当性の評価

今後の政策評価部会の予定

- ・第7回部会(9月8日):平和利用の担保に係る現状整理等
- ・第8回部会(9月下旬～10月上旬頃):関係行政機関等から取組状況のヒアリング
- ・第9回部会(10月中旬～10月下旬頃):取組状況を踏まえた評価についての議論
- ・ご意見を聴く会(10月下旬～11月中旬頃)
- ・第10回部会(11月下旬～12月中旬頃):報告書(案)についての議論
(報告書(案)に関して、約1ヶ月間の国民からの意見募集)
- ・第11回部会(1月中旬～2月上旬頃):報告書取りまとめ

原子力政策大綱 抜粋(1 - 2 - 2 平和利用の担保)(現状認識)

我が国は世界の核兵器の全面的な廃絶を目標に掲げるとともに、唯一の被爆国として「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」との非核三原則を堅持し、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進することとしている。このため、核兵器不拡散条約(NPT)に加入し、国際原子力機関(IAEA)と包括的保障措置協定及び追加議定書を締結するとともに対応する国内保障措置制度を整備・充実してきている。近年においても、六ヶ所再処理工場において、大規模な保障措置活動を実施するため、六ヶ所保障措置センター等を整備するなど、その充実・強化に努めている。また、使用済燃料の再処理においては、東海再処理工場にかかる日米再処理交渉における合意の条件の一つとして、純粋なプルトニウム酸化物の存在する工程を不要とする核拡散抵抗性の高い技術(混合転換技術)を開発、採用してきた経緯があり、同技術は六ヶ所再処理工場においても採用された。

今後、混合酸化物(MOX)燃料の軽水炉利用(プルサーマル)の実施や六ヶ所再処理工場の本格稼動に当たって、国と事業者は、平和利用の堅持と国際約束・規範の遵守の重要性を再認識するとともにこれらを実践する姿を国民や国際社会に明確に示していくことが重要となっている。

原子力政策大綱 抜粋(2 - 2 平和利用の担保)(政策の基本的目標)

我が国は、今後も、非核三原則を堅持しつつ、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進し、国際的な核不拡散制度に積極的に参加し、IAEA保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保していくべきである。また、関係者において核拡散防止に対する自らの高い意識を維持するよう不断の努力を継続し、核不拡散とそのための仕組みの遵守が原子力平和利用の大前提であるという我が国の基本姿勢を、国民全てが共有するように広聴・広報面の努力を行うとともに、引き続き国際社会に対しても強く発信していくべきである。

さらに、再処理においては核拡散抵抗性の高い技術(混合転換技術)を採用し、また我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限っていることについての国内外の理解と信頼の向上を図るため、利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を示し、プルトニウム在庫に関する情報の管理と公開の充実を図ってきた。2003年8月には、原子力委員会は、プルトニウム利用の一層の透明性確保のための「プルトニウム利用の基本的考え方」を決定した。今後の六ヶ所再処理工場の稼動に伴って、事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する。